

# 日本さい帯血バンクネットワーク 「移植医療機関登録」に関する登録基準

2003.8.27 改訂

1. 移植植経験数  
同種造血幹細胞移植を過去5年間で、内科は10例以上、小児科は7例以上実施していること。
2. 倫理委員会規程  
当該医療施設の倫理委員会等の承認を必要とする。  
倫理委員会の承認が無い場合はその理由を明記するとともに、施設長の承認を得ている証として、登録申請書への公印の押印を必須とする。
3. 保存設備  
液体窒素保存容器または - 140 以下の冷凍庫を所有する施設であること。
4. 情報公開  
診療科別のホームページを開設していること。  
ただし、施設の環境が整うまでは、ネットワークのホームページにおいて公開資料を開示することで承認する。
5. 移植情報の提供（さい帯血移植症例調査票の提出）  
移植後の患者の追跡調査を行い、提供を受けたさい帯血バンクに報告すること。
6. 診療科単位の登録  
登録は原則として診療科単位とする。  
複数の診療科（チーム）で登録を希望する場合は、その理由を明記するとともに、責任者の連絡先、各科別の情報の提供を求めて判断する。
7. その他  
造血幹細胞の解凍経験があること。